

Ⅷ-7. 認証維持審査

7-1. 定期の認証維持審査（以降、「定期審査」とします。）：

- 定期審査は、認証契約締結日から3年以内に1回以上実施します。その後、初回定期審査から3年毎に1回以上実施します。定期審査の間隔は3年以内とし、定期審査の基点（3年の起算日）は原則認証契約締結日の6ヶ月前とし、以降は3年毎同一の月日になります。初回工場審査時に確認した（または直近の審査にて確認した）品質管理実施状況説明書の内容のとおり、下記の状況を確認します。
 - 維持・運用、効力を有しているか
⇒認証維持工場審査
 - 抜き取り品がJIS規格に適合しているか
⇒認証維持製品試験
- 通常、初回製品試験の全要素を実施
ただし、当機構が初回製品試験の全要素を繰り返して認証維持製品試験を実施する必要がないと判断した場合には一部を省略する事があります。
- 認証維持工場審査は、原則認証の区分毎となりますが、対象工場が複数の認証の区分を持ち、かつ同一の品質管理体制の場合には、認証取得者様からのご希望に基づき、同時期に実施することも可能です。
- 臨時の認証維持審査（以降、「臨時審査」とします。）：
 - 定期審査以外に、臨時審査を実施することがあります。
 - 次の事項により製品等の適合性及び／又は製造工場の品質管理体制の適合性に影響すると判断したときに実施します。
 - ✓ 製品等の仕様変更するとき、又は品質管理体制を変更するとき
 - ✓ 日本産業規格が改正されたとき
 - ✓ 第三者から苦情の申立てを受けたとき
 - ✓ その他、登録認証機関が必要と判断したとき

Ⅷ-7. 認証維持審査

7-2. 定期審査事務手続き

- 認証契約に従い、認証を維持いただくために認証登録維持料をお支払いいただきます。（「Ⅷ-10. 認証費用」参照）
- 認証登録維持料は、1認証の区分に対する1年間の認証登録維持料です。
- 認証登録維持料の請求は、認証契約締結日を基点として、毎年契約月に請求いたします。
- 認証書の有効期限日（2回目以降の定期審査の場合は、有効期限を更新するための定期認証維持審査申込期限日）の遅くとも6ヶ月前に定期審査の実施案内「定期認証維持審査通知書及び申込書」を、認証取得者宛に送付します。
- 申込書の受付後、作成した審査計画書と見積を送付いたしますので、内容を確認いただいた後、定期審査を実施いたします。

7-3. 認証維持審査の基本的流れ

